

上尾、桶川、伊奈衛生組合における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画

令和元年9月2日 策定

上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者

上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議長

上尾、桶川、伊奈衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和元年9月2日から令和7年3月31日までとする。
計画期間内に状況の変化等があった場合は、必要に応じて見直しを行う。

2 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

目標1 計画期間終了までに、女性職員の採用に努める。

目標2 男性職員の育児休業等の取得推進

職員に特別休暇（出産後の配偶者を支援するため取得できる「配偶者出産休暇」並びに、妻の産前産後の期間中に未就学児を養育するための「育児参加のための休暇」）について周知するとともに、希望する職員が休暇を取得しやすいよう職場環境の整備に努める。

目標3 年次休暇取得目標日数15日

年次休暇を取得しやすいよう職場環境の整備に努める。